

平成25年9月30日開催

第 16 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第16回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年9月30日(月)午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町役場静内庁舎 3階第1会議室

3. 出席委員 20 人 (欠席委員4名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	欠
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	本	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	欠	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	弘	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	欠	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	弘	欠	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	敏	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	次	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田		猛	出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ただ今から第16回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>挨拶</p> <p>本日、6番藤原俊哉委員・8番小林嘉弘委員・9番山口隆弘委員・15番前川達哉委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、10番水上隆敏委員、11番橋本義次委員をお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを、議題といたします。 事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請順位1番ですが、申請者は軽種馬の繁養数が増加したことにより、既存施設だけでは手狭なため厩舎を新築するものです。申請地は放牧地に近接しており、営農管理上最適であるため選定されてます。 当申請地については、農業公共投資後8年以内の農地には該当しておらず、農業振興地域内の農用地区域内にありますので、農業振興地域の用途変更の届出もされており、これについてはこのあとの議案第2号で審議して頂くこととなります。転用面積については、厩舎の床面積、管理用地面積等から過大な転用ではないと考えます。以上のことから農地法第4条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると考えます。 9月27日に、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。 以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番について、これを許可相当の意見と決定してよろしいですか。 異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番はこれを許可相当との意見を付し、北海道へ進達することに決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第2号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第2号の議案書をご覧ください。農業振興地域における農用地区域の変更については8件です。議案書をもとに説明します。</p>

事務局

【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

事務局

申請順位1番ですが、静内ハウス団地整備事業でハウスが建つ予定となっている隣接地に、農機具格納庫を新築するものです。この格納庫は、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、事業計画地は管理上、最適地であると判断し選定されています。

9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番

議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第2号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長

事務局より議案第2号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号2番を議案書をもとに朗読】

事務局

申請順位2番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定されています。

9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番

議案第2号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第2号2番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号2番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長

次に事務局より議案第2号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

【議案第2号3番を議案書をもとに朗読】

事務局

申請順位3番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定されています。

9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

11番

議案第2号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第2号3番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号3番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に事務局より議案第2号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位4番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定されています。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第2号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号4番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号4番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 議案第2号5番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。
(●●番●●委員 退室)

議長 それでは事務局より議案第2号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位5番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定されています。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第2号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第2号5番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第2号5番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 それでは、●●番●●委員の入室を認めます。
(●●番●●委員 入室)

議長 次に事務局より議案第2号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請順位6番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定されています。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。
以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

4番 議案第2号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号6番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号6番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	議案第2号7番の審議の前に、●●番●●委員が新ひだか町農業委員会会議規則第13条 議事参与の制限にあたりますので、審議が終了するまで退室をお願いします。 (●●番●●委員 退室)
議長	それでは事務局より議案第2号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号7番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位7番ですが、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに牛舎を新設 するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選定 されています。 9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、 適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
21番	議案第2号7番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号7番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号7番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。
議長	それでは、●●番●●委員の入室を認めます。 (●●番●●委員 入室)
議長	次に事務局より議案第2号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第2号8番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請順位8番ですが、議案第1号で審議頂いた農地法第4条の規定による許可申請についてと関 連しています。理由については、今後、事業を進めるうえで必要な農業用施設であり、新たに厩舎を 新設するものです。事業計画地は、経営地・施設用地を有効利用するのに最適地であると判断し選 定されています。 9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、 適当であるとの意見をいただいています。このことから、用途の変更について適当であると考えます。 以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
4番	議案第2号8番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号8番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号8番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。

議長 次に議案第3号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書をご覧ください。現況証明下附願いに対する発給については5件です。議案書をもとに説明します。

事務局 【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は平成20年に造林のため、当時、農業振興地域の農用区域から除外をし、農業委員会から現況証明を出してもらい、造林したものです。しかし、この度、財産を整理しているなかで、地目を変更していないことが分かり、願出が出されております。
なお、願出人は、証明が発給されたのちには必ずその目的である地目変更をすることの指導を事務局長より受け、それを了解して願出に至っていることを申し添えます。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、当農地は造林されて木が多く、現在、そして今後も農地としての利用が困難であり、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

23番 議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は都市計画区域の白地で、農業振興地域の農用区域外の農地であり、周囲は宅地化が進んでおり、道路にも囲まれた水道管も近くまで整備されている農地であります。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、当農地は周囲には住宅が建ち並び道路にも囲まれた農地で、現在、そして今後も農地としての利用が困難であり、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

13番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請地は平成3年7月19日付け農地法第4条許可されている土地で、現況が農業用施設となっております。願出人は、土地及び建物の売買を考えており、この度、地目変更登記のため願出がされました。なお、農業振興地域からは除外されています。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、申請地には既舎が建っており、周辺通路等の部分も含めて、現在、そして今後も農地としての利用の見込みはなく、非農地である旨の意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番については現況証明を発給することと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 申請人は、平成●●年に●●●へ転出されており、この度、願出人から委任を受けた代理人により、地目変更登記のため、非農地証明願がされています。申請地は都市計画区域内であり、農業振興地域の指定は受けていない農地です。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただきましたが、対象地がフェンスで囲まれ、不動産会社ののぼりが立ち、重機が掘り起こそうとしている状況を確認したため、願出代理人に直ちにこれらを撤去整理するよう連絡をしました。そして、この状態が改善されない限り、非農地証明は発給しないことで意見をいただいております。
なお、改善された結果を本総会前に確認することができなかつたため、改善状況を事務局で確認したあと、会長及び地区担当農業委員の了解を得たうえで、会長専決で発給の可否を決定し、次回の総会に報告したいと考えております。

議長 議案第3号4番については、事務局より説明のあったとおり、本総会では発給を決定せず、事務局が確認の後、会長専決で発給の可否を決定し、次回総会での報告事項としてよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番については、会長の専決事項として次回総会での報告事項とすることと決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 この●●の4筆は、平成22年に同じ願出人から●●にある所有地について、現況証明願書が出された経緯がございます。当時、願出人とも協議を重ね、農地の部分と非農地の部分を分筆して、農業委員の現地調査も経て総会に諮られ、発給しております。その当時も、この4筆は農地であるとの見解で、発給しておりません。その後、平成24年にも現況証明願いが出されましたが、同様に農地であるとの判定で発給しておりません。そして、今年平成25年5月に再度、この4筆の現況証明願いが出されましたが、農地判定となり発給はしてしておりません。
土地所有者である願出人は、相続によりこの農地を取得され、住宅等の農地以外を買っていただいた方に売買したい意向があり、その方が非農業者であるため非農地証明の交付を受けたい考えを持たれております。
この度、同じ年に2回目の願出ですが、秋の状況を農業委員に見てもらいたいと地権者が望んでいるとのことで、願出人から委任を受けた代理人から願出が出されました。
代理人は、本年5月に、会長と直接面談することを約束しておりましたが、それがいまだに果たされないままの状態、この度、この願出が出されております。当委員会の本意を正しく伝えることを、まず取り進めたいと考えており、会長と願出人の面談を実現したいと考えております。
9月27日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、農業振興地域内の農用区域内であり、今年5月に農用地と判定し、秋に草が枯れた状態だからといって非農地とはならないだろう、従いまして、非農地の証明は発給できないとの意見をいただいております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

2番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問、ご意見ございませんか。

13番 なぜ何度も発給願いが繰り返されるのですか。耕作を放棄した農地とするのでしょうか。今後どうするのか伺いたい。

事務局長 経緯は事務局の説明のとおりです。願出人が非農業者に売り渡しがついています。しかし、農業委員会は農地を守る組織ですから、農地法上の農地の定義にはずれるような土地の状況であれば現況証明を発給し、そうでなければ、発給しないを繰り返すこととなります。願出人と私は今年5月に直接電話で話し「会長と直接面談すること」を約束しています。これが果たされていない状況で、願出が出されたことは遺憾に思います。
耕作放棄に関しては、判例的に15年、20年という長期にわたり肥培管理されていないことで、非農地という司法の判定が出ております。しかし、農業委員会は、あくまでも農地法上の判断をしなくてはなりません。農地を非農家である者が相続した場合は斡旋の申し出を促し、農地として利用されるようアプ

事務局長

ローチする組織です。したがって、これは繰り返されることとなってしまいます。しかし、農業振興地域の整備に関する法律では、将来にわたり農業を振興するために必要な山林原野そして農地です。これを具体的な計画をもって除外するには規模が大きすぎて、町も特別な事情が無ければ除外できないものです。非農地証明による前に、願出人にそれを促すことも可能ですが、到底それは無理なことも事実です。したがって、まずは、願出人が約束を果たし会長と面談し、これらの説明をしなければならないと考えております。

13番

その土地は牧草を刈っているのですか。きちんと管理されているのでしょうか。

事務局長

その土地には、牧草というよりは芝生が植えてある状態で、昨年までは定期的に刈っていました。農地としての利用はありませんでしたが、客観的に見て、青々とした草原の状況でした。ここ1年ほどそれを行わなくなっているようですが、枯れた芝生状態ということです。

議長

願出人は●●●に家屋と込みで土地を売買したようです。●●●なので農地を持つことができず、農業委員会に非農地の証明を求めてきています。

議長

その他に、何かご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)

議長

今年の春にも現地を見て、この状態では非農地の判定は下せないことが決定しています。季節が変わったとしても、これが将来にわたり農地としての利用が見込めないと判断する大きな要素がないことが説明されました。
ついては、議案第3号5番について、現況証明を発給しないことと決定してよろしいか採決いたします。発給しないことに異議ございませんか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第3号5番は現況証明を発給しないことと決定いたします。事務局は、願出人に丁寧なことを伝えてください。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議長

よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第16回総会を閉会いたします。

(終了時刻 午前10時50分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

平成25年9月30日(議事録調整日 平成25年10月15日)

新ひだか町農業委員会会長

㊟

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟